

調整方針(案)一覧 (補助金、交付金等の取扱い)

1 助成金、給付金

(1) 現行どおりとするもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------------|--|--|--|---|-----------|---|---------------|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| テレビ共同受信施設利用組合助成金 | | 南足柄市文化会館建設の影響で電波障害が生じた地域の難視聴対策として設立されたテレビ共同受信施設利用組合に対し助成金を交付する。 | | 【対象】 テレビ共同受信施設利用組合 【補助金額等】 11,800円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 現行どおりとする。 | テレビ共同受信施設利用組合の運営を支援するため、引き続き組合運営費用の一部を助成する。 | 少額の助成金額で済む。 | 地デジに伴い、電波障害がなくなった組合員やケーブルテレビ加入により、組合を脱退する組合員がいるため、繰越金を取り崩して対応している状況であり、将来、繰越金が枯渇し、組合の運営が厳しくなる。 |
| 中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金 | 中国残留邦人等本人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。 | 中国残留邦人等本人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。 | 【対象】 中国残留邦人等本人とその配偶者 【補助金額等】 1,926,980円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 【対象】 中国残留邦人等本人とその配偶者 【補助金額等】 1,657,000円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 現行どおりとする。 | 国の制度のため。 | 特になし | 特になし |
| 生活保護費 | 生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対しその困窮の程度に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。 | 生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対しその困窮の程度に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。 | 【対象】 生活保護受給者 【補助金額等】 5,340,264,794円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 ○生活保護負担金 国(4分の3)、県(4分の1) ○生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 国(4分の3) | 【対象】 生活保護受給者 【補助金額等】 762,194,904円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 ○生活保護負担金 国(4分の3)、県(4分の1) ○生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 国(2分の1または4分の3) | 現行どおりとする。 | 国の制度のため。 | 特になし | 級地区分の見直しにより、南足柄市分が歳出増となる可能性がある。 |
| 住居確保給付金支給事業 | 離職者であって就労能力及び就労意欲がある者のうち、住宅を喪失している者または喪失の恐れのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。 | 離職者であって就労能力及び就労意欲がある者のうち、住宅を喪失している者または喪失の恐れのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。 | 【対象】 (1)申請日において65歳未満かつ離職後2年以内 (2)申請者世帯の収入が基準額以下であること (3)預貯金が基準額の6か月分以下かつ100万円以下 (4)公共職業安定所に求職の申込み。期間の定めのない労働契約又は定めが6か月以上の労働契約の就職を目指した就労活動を行う 【補助金額等】 1,477,600円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 ○生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 国(4分の3) | 【対象】 (1)申請日において65歳未満かつ離職後2年以内 (2)申請者世帯の収入が基準額以下であること (3)預貯金が基準額の6か月分以下かつ100万円以下 (4)公共職業安定所に求職の申込み。期間の定めのない労働契約又は、定めが6か月以上の労働契約の就職を目指した就労活動を行う 【補助金額等】 554,700円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 ○生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 国(4分の3) | 現行どおりとする。 | 国の制度のため。 | 特になし | 特になし |
| 成年後見制度利用支援助成 | 市長が行う後見開始等の審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を助成する。 | 市長が行う後見開始等の審判請求及び後見人等への報酬を助成する。 | 【対象】 (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者 【補助金額等】(1月につき) ○在宅 28,000円 ○施設 18,000円(上限) 【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、1号保険料22% | 【対象】 (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者 【補助金額等】(1月につき) ○在宅 28,000円 ○施設 18,000円(上限) 【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、1号保険料22% | 現行どおりとする。 | 老人福祉法等の規定に基づき、両市ともに同様の方法で実施しており、引き続き存続する。 | 市民サービスが維持される。 | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|--------------|--|--|---|---|-----------|---|------|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 介護保険給付事業 | 介護保険法の規定に基づき、要支援・要介護認定者が、介護(介護予防)サービスを利用した場合に、かかる費用の9割又は8割を給付する。また、サービス利用者の費用負担を軽減するため、特定入所者介護(介護予防)サービス費や高額介護(介護予防)サービス費等を支給する。 | 介護保険法の規定に基づき、要支援・要介護認定者が、介護(介護予防)サービスを利用した場合に、かかる費用の9割又は8割を給付する。また、サービス利用者の費用負担を軽減するため、特定入所者介護(介護予防)サービス費や高額介護(介護予防)サービス費等を支給する。 | 【対象】 介護保険被保険者 ※被保険者の所得等によって給付割合・給付水準が異なる。また災害等の事情がある被保険者は保険給付率の引上げ(減免)を行う 【補助金額等】 厚生労働省告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割(特定入所者介護(介護予防)サービス費等は、政令等の規定に基づく一定額を超えた額) 【国、県等からの財源】 国、県、市、被保険者が、介護保険法に規定された割合に応じて費用負担 | 【対象】 介護保険被保険者 ※被保険者の所得等によって給付割合・給付水準が異なる。また災害等の事情がある被保険者は保険給付率の引上げ(減免)を行う 【補助金額等】 厚生労働省告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割(特定入所者介護(介護予防)サービス費等は、政令等の規定に基づく一定額を超えた額) 【国、県等からの財源】 国、県、市、被保険者が、介護保険法に規定された割合に応じて費用負担 | 現行どおりとする。 | 介護保険法の規定に基づく給付内容、給付金額であるため。 | 特になし | 特になし |
| 特別障害者手当等給付事業 | 国の手当である①特別障害者手当、②障害児福祉手当、③経過福祉手当を給付する。 | ①特別障害者手当、②障害児福祉手当、③経過福祉手当の申請受理、認定、給付事務を行う。 | 【対象】 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表2に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の者 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表1に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以下の者 ③障害基礎年金、特別障害者手当の創設に伴い廃止された福祉手当受給者で、障害基礎年金、特別障害者手当の支給対象とならない者に対する経過措置として支給 【補助金額等】(1月につき) ①26,830円 ②③14,600円 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 【対象】 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表2に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の者 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表1に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以下の者 ③障害基礎年金、特別障害者手当の創設に伴い廃止された福祉手当受給者で、障害基礎年金、特別障害者手当の支給対象とならない者に対する経過措置として支給 【補助金額等】(1月につき) ①26,830円 ②③14,600円 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 現行どおりとする。 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により実施しているため、現行の実施方法を継続。 | 特になし | 特になし |
| 障がい福祉サービス費 | 障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・計画相談支給給付費・高額障害福祉サービス費)を支給する。 | 障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・計画相談支給給付費・高額障害福祉サービス費)を支給する。 | 【対象】 障害者総合支援法による(全国一律) 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 【国、県等からの財源】 ○障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) ○障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1) ○神奈川県市町村事業推進交付金 県(2分の1) | 【対象】 障害者総合支援法による(全国一律) 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 【国、県等からの財源】 ○障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) ○障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1) ○神奈川県市町村事業推進交付金 県(2分の1) | 現行どおりとする。 | 障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続する。 | 特になし | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|---------------------------|--|--|---|--|-----------|-----------------------------------|------|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 補装具費 | 補装具費(厚生労働大臣の定める者)の交付について支給決定を行い、補装具の引き渡し後に給付する。 | 補装具費(厚生労働大臣の定める者)の交付について支給決定を行い、補装具の引き渡し後に給付する。 | 【対象】 身体障害者・児及び難病患者 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 37,200円 ・市民税額460,000円以上は対象外 【国、県等からの財源】 ○障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) ○障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1) | 【対象】 身体障害者・児及び難病患者 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 37,200円 ・市民税額460,000円以上は対象外 【国、県等からの財源】 ○障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) ○障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1) | 現行どおりとする。 | 障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続する。 | 特になし | 特になし |
| 障害児通所給付費 | 障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・計画相談支給給付費・高額障害児通所給付費)を支給する。 | 障害児通所支援事業を行うものから障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を受けたときは、障害児通所給付費を支給する。 | 【対象】 事業利用者 【補助金額等】 児童福祉法による ※利用者負担は原則1割(低所得者層は無料) 【国、県等からの財源】 ○障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) ○障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1) | 【対象】 事業利用者 【補助金額等】 児童福祉法による ※利用者負担は原則1割(低所得者層は無料) 【国、県等からの財源】 ○障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) ○障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1) | 現行どおりとする。 | 児童福祉法により実施しているため。 | 特になし | 特になし |
| 障害者自立支援医療費給付事業(更生医療・育成医療) | じん臓や心臓の機能障害などで一定の基準に該当する身体障がい者に対し、日常生活や職業生活により適合するための、身体の機能障害を軽減または改善する治療に対する公費負担。障害者本人またはその属する世帯の所得状況に応じて自己負担がある。 | じん臓や心臓の機能障害などで一定の基準に該当する身体障がい者に対し、日常生活や職業生活により適合するための、身体の機能障害を軽減または改善する治療に対する公費負担。障害者本人またはその属する世帯の所得状況に応じて自己負担がある。 | 【対象】 ○更生医療 一定の基準に該当する18歳以上の身体障害者手帳所持者 ○育成医療 身体に障害のある18歳未満の者 【補助金額等】 総医療費の医療保険給付分及び自己負担分(1割)の残りを給付。 【自己負担分上限額】 ・生活保護世帯 0円 ・市民税非課税世帯(収入が80万円未満) 2,500円 ・市民税非課税世帯(収入が80万円以上) 5,000円 ・市民税(所得割)が3.3万円未満 5,000円 ・市民税(所得割)が3.3万円以上23.5万円未満 10,000円 ・市民税(所得割)が23.5万円以上 対象外 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)、市(4分の1) | 【対象】 ○更生医療 一定の基準に該当する18歳以上の身体障害者手帳所持者 ○育成医療 身体に障害のある18歳未満のもの 【補助金額等】 総医療費の医療保険給付分及び自己負担分(1割)の残りを給付。 【自己負担分上限額】 ・生活保護世帯 0円 ・市民税非課税世帯(収入が80万円未満) 2,500円 ・市民税非課税世帯(収入が80万円以上) 5,000円 ・市民税(所得割)が3.3万円未満 5,000円 ・市民税(所得割)が3.3万円以上23.5万円未満 10,000円 ・市民税(所得割)が23.5万円以上 対象外 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)、市(4分の1) | 現行どおりとする。 | 障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続する。 | 特になし | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|--------------|---|---|---|---|-----------|--|------|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 日中一時支援サービス事業 | 介護者が社会的・私的により一時的に障がい者を介護できない場合に、日中、施設等で見守り等を行う。 | 介護者が社会的・私的により一時的に障がい者を介護できない場合に、日中、施設等で見守り等を行う。 | <p>【対象】 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者</p> <p>【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)</p> | <p>【対象】 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等</p> <p>【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)</p> | 現行どおりとする。 | 対象者の表記に違いはあるが、市民サービスに影響はない(歳出増はなし)と思われるため。 | 特になし | 特になし |
| 日常生活用具費給付事業 | 障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。 | 障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。 | <p>【対象】 障害者手帳所持者、難病患者等</p> <p>【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)</p> | <p>【対象】 障害者手帳所持者、難病患者等</p> <p>【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)</p> | 現行どおりとする。 | 両市とも実施内容が同じため。 | 特になし | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------------|--|--|--|--|-----------|---|------|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 不育症治療費助成金 | 不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成する。 | 不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成する。 | <p>【対象】 厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査 ①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 ③夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある ④国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること ⑤夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年度の所得)の合計が730万円未満であること ⑥夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること。ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に記録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く。</p> <p>【補助金額等】 1治療期間につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで助成する。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | <p>【対象】 厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査 ①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 ③夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある ④国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること ⑤夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年度の所得)の合計が730万円未満であること ⑥夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること。ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に記録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く。</p> <p>【補助金額等】 1治療期間につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで助成する。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 現行どおりとする。 | 不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担を軽減する。類似団体と同程度の水準であるため継続する。 | 特になし | 特になし |
| 国民健康保険法定給付 | 国民健康保険法に基づき、保険給付を行う。 | 国民健康保険法に基づき、保険給付を行う。 | <p>【対象】 国民健康保険被保険者 ※被保険者の年齢、所得によって給付割合が異なる。また、減免制度もある。</p> <p>【補助金額等】 診療報酬(公定価格)の7割～10割</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、支払基金のほか、被保険者の保険料などで、財源率、金額は年度により異なる。</p> | <p>【対象】 国民健康保険被保険者 ※被保険者の年齢、所得によって給付割合が異なる。また、減免制度もある。</p> <p>【補助金額等】 診療報酬(公定価格)の7割～10割</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、支払基金のほか、被保険者の保険料などで、財源率、金額は年度により異なる。</p> | 現行どおりとする。 | 国民健康保険法等で規定された給付内容、給付金額であるため。 | 特になし | 特になし |
| 国民健康保険任意給付(出産育児一時金・葬祭費) | 任意給付として出産育児一時金及び葬祭費の給付を行う。 ①出産育児一時金 ②葬祭費 | 任意給付として出産育児一時金及び葬祭費の給付を行う。 ①出産育児一時金 ②葬祭費 | <p>【対象】 ①国民健康保険被保険者 ②死亡した国民健康保険被保険者の葬儀を実施した人</p> <p>【補助金額等】 ①420,000円 ②50,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 ①普通地方税交付金措置 ②市単独事業</p> | <p>【対象】 ①国民健康保険被保険者 ②死亡した国民健康保険被保険者の葬儀を実施した人</p> <p>【補助金額等】 ①420,000円 ②50,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 ①普通地方税交付金措置 ②市単独事業</p> | 現行どおりとする。 | ほとんどの市町村が同じ内容、金額で実施しており、両市も同様であるため。 | 特になし | 特になし |
| ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。 | ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。 | <p>【対象】 ひとり親家庭等の父又は母と児童</p> <p>【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額</p> <p>【国、県等からの財源】 県(2分の1)</p> | <p>【対象】 ひとり親家庭等の父又は母と児童</p> <p>【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額</p> <p>【国、県等からの財源】 県(2分の1)</p> | 現行どおりとする。 | 県費補助を受けて実施しており、給付水準は両市とも同一。 県補助要綱では、受診の際の一部負担金が制度化されているものの、両市とも市費で肩代わりをしている。 県内で一部負担金を課している事例はなく、見直しは難しい。 | 特になし | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------------|--|--|---|---|-----------|---|------|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 未熟児養育医療費助成金 | 医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児に対し、満1歳の誕生日の前々日までの養育に必要な医療を現物給付する。 | 医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児に対し、満1歳の誕生日の前々日までの養育に必要な医療を現物給付する。 | 【対象】 医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児 【補助金額等】 養育に必要な医療を現物給付 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1) | 【対象】 医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児 【補助金額等】 養育に必要な医療を現物給付 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1) | 現行どおりとする。 | 母子保健法に基づく法定受託事務であり見直しの余地はなく、両市の給付水準も同一であるため。 | 特になし | 特になし |
| 児童扶養手当 | 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯に対し、児童扶養手当を支給する。 | 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯に対し、児童扶養手当を支給する。 | 【対象】 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯 【補助金額等】 ○全部支給 42,330円 ○一部支給 42,320円～9,990円(所得額により手当の額を決定) ※第2子加算5,000円、第3子以降は1人当たり3,000円。一部支給者は所得に応じて加算額が決定。(平成28年8月分から、第2子加算が最大10,000円、第3子以降は1人当たり最大6,000円) 【国、県等からの財源】 国(3分の1) | 【対象】 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯 【補助金額等】 ○全部支給 42,330円 ○一部支給 42,320円～9,990円(所得額により手当の額を決定) ※第2子加算5,000円、第3子以降は1人当たり3,000円。一部支給者は所得に応じて加算額が決定。(平成28年8月分から、第2子加算が最大10,000円、第3子以降は1人当たり最大6,000円) 【国、県等からの財源】 国(3分の1) | 現行どおりとする。 | 児童扶養手当法に基づく法定受託事務であり、給付水準については両市とも上乗せなく、同水準であるため。 | 特になし | 特になし |
| 母子家庭等(高等職業)自立支援高等職業訓練促進給付金 | 母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間中訓練促進費を支給する。 | 母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間中訓練促進費を支給する。 | 【対象】 ・市内に住所を有する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父 ・過去に高等職業訓練給付金を受けたことが無い者 【補助金額等】(1月につき) ○非課税世帯 100,000円 ○課税世帯 70,500円 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 【対象】 ・市内に住所を有する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父 ・過去に高等職業訓練給付金を受けたことが無い者 【補助金額等】(1月につき) ○非課税世帯 100,000円 ○課税世帯 70,500円 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 現行どおりとする。 | 国補助要綱に基づき実施している事業であり、給付水準については両市とも上乗せはないため。 | 特になし | 特になし |
| 母子家庭等自立支援修了支援給付金 | 母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講修了後に修了一時金を支給する。 | 母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講修了後に修了一時金を支給する。 | 【対象】 小田原市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金を支給していた者で養成訓練の受講が修了した者 【補助金額等】(1月につき) ○非課税世帯 50,000円 ○課税世帯 25,000円 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 【対象】 南足柄市母子及び父子家庭高等技能訓練促進給付金を支給していた者で養成訓練の受講が修了した者 【補助金額等】(1月につき) ○非課税世帯 50,000円 ○課税世帯 25,000円 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 現行どおりとする。 | 国補助要綱に基づき実施している事業であり、給付水準については両市とも上乗せはないため。 | 特になし | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-----------------|---|---|--|--|-----------|---|------|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 児童手当 | 中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。 | 中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。 | 【対象】 中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者 【補助金額等】 ○0～3歳未満 15,000円 ○3歳から小学校卒業まで 第1子・第2子10,000円 第3子以降15,000円 ○中学生 10,000円 ○所得限度以上者 5,000円 【国、県等からの財源】 概ね、国(20分の14)、県(20分の3) ※年齢等により負担率が異なる | 【対象】 中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者 【補助金額等】 ○0～3歳未満 15,000円 ○3歳から小学校卒業まで 第1子・第2子10,000円 第3子以降15,000円 ○中学生 10,000円 ○所得限度以上者 5,000円 【国、県等からの財源】 概ね、国(20分の14)、県(20分の3) ※年齢等により負担率が異なる | 現行どおりとする。 | 児童手当法に基づく法定受託事務であり、給付水準については両市とも上乗せはないため。 | 特になし | 特になし |
| 子どものための教育・保育給付費 | 子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもの健やかな成長等のために子どものための教育・保育給付を行う。 ①施設型給付費(幼稚園・認定こども園(幼稚園・保育所)) ②施設型給付費(保育所)※委託費 ③地域型保育給付費(小規模保育等) | 子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもの健やかな成長等のために子どものための教育・保育給付を行う。 ①施設型給付費(幼稚園・認定こども園(幼稚園・保育所)) ②施設型給付費(保育所)※委託費 ③地域型保育給付費(小規模保育等) | 【対象】 本来、教育標準時間(1号)認定子ども、保育(2号)認定子ども、保育(3号)認定子どもの各保護者に対する給付であるが、施設が代理受領する。 【補助金額等】 総額(公定価格×実人員)－利用者負担額 【国、県等からの財源】 ○教育 全国共通負担部分:国(2分の1)、県(4分の1) 地方単独負担部分:県(2分の1) ○保育 国(2分の1)、県(4分の1) ※公立を除く | 【対象】 本来、教育標準時間(1号)認定子ども、保育(2号)認定子ども、保育(3号)認定子どもの各保護者に対する給付であるが、施設が代理受領する。 【補助金額等】 総額(公定価格×実人員)－利用者負担額 【国、県等からの財源】 ○教育 全国共通負担部分:国(2分の1)、県(4分の1) 地方単独負担部分:県(2分の1) ○保育 国(2分の1)、県(4分の1) ※公立を除く | 現行どおりとする。 | 子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、両市間の取扱いに差異はないため。 | 特になし | 特になし |

(2)小田原市の事務処理方式を適用するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------|---|------|--|------|-------------------|--|--|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 小田原市配偶者暴力被害者等緊急一時保護費 | 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)等の家庭内暴力等から緊急に避難し、保護が必要と認められる者等に対し、宿泊等に要する費用として支給する緊急一時保護費。 | | 【対象】 緊急に避難する必要がある被害者及びその同伴する家族に、宿泊費、食費、交通費を支給 【補助金額等】 ○宿泊費 1日1人につき6,000円を限度。支給日数は2日を限度。 ○食費 1日1人につき1,500円を限度。支給日数は2日を限度。 ○交通費 宿泊施設等までの交通費として、1人1回につき1,000円を限度額として実費支給。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 万が一に備える経費であり、近隣他市でも、当該緊急一時保護費の導入を検討しているところもあるため、事業を継続する。 | 一時保護施設の利用が速やかにできない場合に、施設利用ができるまでの間、安全な避難先の提供等ができる。 | 一時保護施設が速やかに利用できない場合に、施設利用ができるまでの間の安全な避難先を確保するのが困難になるため、友人の家等、当座安全な場所がないか被害者と調整を図る。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------|---|---|---|--|---|---|--|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 外国籍高齢者・障がい者等福祉給付金 | 公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者・障がい者に対し、給付金を支給する。(県補助事業) | 公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者・障がい者に対し、給付金を支給する。(県補助事業) | <p>【対象】 昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている者又は神奈川県若しくは本市に係る被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) ○高齢者等 20,000円 ○障害者等 26,000円(中度) 38,000円(重度)</p> <p>【国、県等からの財源】 県(2分の1)</p> | <p>【対象】 昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている者又は神奈川県若しくは本市に係る被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) ※平成16年8月31日現在(県要綱改正前) ○高齢者等 18,000円 ○障害者等 24,000円(中度) 36,000円(重度)</p> <p>【国、県等からの財源】 県(2分の1)</p> | 小田原市の事務処理方式を適用し、神奈川県で定められている金額の支給を継続する。 | 外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金交付要綱に基づく事業のため。 | 転入者がいた時でも継続して市民サービスが提供できる。 | 市民サービスの低下に繋がるデメリットはなし。 |
| 住民主体型サービス利用助成 | 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業、通所型サービス事業のうち、それぞれの住民主体型サービスの保険負担分に対する助成。 | | <p>【対象】 (1)市の登録した、登録住民主体型サービス提供者であること (2)ケアプランに基づいたサービス提供を行ったこと (3)サービスの提供により、サービス利用者から利用券を受領すること (4)受領した利用券の枚数分を、市に対して適切に請求すること</p> <p>【補助金額等】 サービス1回(利用券1枚)あたり900円</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料22%</p> | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 小田原市内では既に運用開始されており、サービス提供者、利用者があるため、現行の事業を継続する。 | 既に提供している団体、利用者に対する影響が少ない。要綱を作り直す必要がない。補助や委託ではないので、南足柄の住民団体も条件を満たせば、提供団体になれる。 | 南足柄市域への事業説明をする必要があるため、住民及び地域包括支援センターへの制度説明会を実施する。 |
| 訪問型サービス事業 | 介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を支給する。 ①介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準訪問型サービス) ②基準緩和型サービス事業 | 介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を給付する。 ①介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準訪問型サービス) | <p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 小田原市告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料22%</p> | <p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料22%</p> | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 介護保険法に基づく支給である。また事業については先行して実施している小田原市の事務処理方式を適用する。 | 特になし | 特になし |
| 通所型サービス事業 | 介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を支給する。 ①介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準通所型サービス) ②基準緩和型サービス事業 | 介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を給付する。 ①介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準通所型サービス) | <p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 小田原市告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料22%</p> | <p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料22%</p> | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 介護保険法に基づく支給である。また事業については先行して実施している小田原市の事務処理方式を適用する。 | 特になし | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-----------------|--|--|---|---|-------------------|--|--|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 重度障がい者住宅設備改良費助成 | 障がい者又はその保護者が住宅設備を障がい者に適するように改修する場合、その改修工事費用の一部または全部を助成して障がい者の日常生活上の利便を図る。 ①住宅設備改良 ②天井走行式移動リフト ③環境制御装置 | 障がい者又はその保護者が住宅設備を障がい者に適するように改修する場合、その改修工事費用の一部または全部を助成して障がい者の日常生活上の利便を図ることを目的とする。 ①住宅設備改良 ②天井走行式移動リフト ③環境制御装置 | 【対象】 ① ・身体障害者手帳1級又は2級の者 ・知能指数が35以下の者 ・身体障害者手帳3級を所持し、且つ知能指数が50以下の者 ② 下肢、体幹機能障がいの1級又は2級の移動が困難な身体障害者（65歳未満、児童は不可） ③ 四肢機能障がいの1級又は2級の身体障害者（児童は不可） 【補助金額等】 住宅改良工事に要した費用から介護保険の住宅改修費を控除した額の2分の1。ただし上限あり。(①80万円、②100万円、③60万円) 【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 国(10分の4、5) ○在宅障害者福祉対策推進事業費補助金 県(2分の1) | 【対象】 ① ・下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳1級又は2級の者 ・知能指数が35以下の者 ・下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳3級を所持し、且つ知能指数が50以下の者 ② 下肢、体幹機能障がいの1級又は2級の移動が困難な身体障害者（65歳未満、児童は不可） ③ 四肢機能障がいの1級又は2級の身体障害者（児童は不可） 【補助金額等】 住宅改良工事に要した費用から介護保険の住宅改修費を控除した額の2分の1。ただし上限あり。(①80万円、②100万円、③60万円) 【国、県等からの財源】 県(2分の1)、市(2分の1) | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 両市とも対象要件にほとんど差がないため、対象要件の広い小田原市の要件を適用する。(支給金額に影響はないと判断される) | 特になし | 特になし |
| グループホーム等利用者助成金 | 障がい者の地域移行と移行の円滑化を目的に、障がい者施設等を退所してグループホーム等に入所した者に、1年間を限度に実費負担である家賃の一部を助成する。 | | 【対象】 障がい者入所施設等を退所、又は精神科病院を退院し、グループホームを利用して生活の場を地域に移行した者。ただし、生活保護受給者は除く。 【補助金額等】 1月につき30,000円または家賃の2分の1の少ない方の額 【国、県等からの財源】 県(2分の1) | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 地域移行の推進のため事業を継続して実施する。 | 障がい者の地域移行を推進する。 | 対象者の増により財政的な負担が増加するため、他事業と調整を図る。 |
| 障がい者就職支度金給付費 | 障がい者の自立支援と福祉の増進を目的として、就職時に一度に必要な物品の購入に充てるため、障がい者に支度金を支給する。 | | 【対象】 6か月以上継続して雇用される見込みのある30歳未満か60歳未満で就労移行支援か就労継続支援を経由した者、あるいは障害者能力開発校等を卒業後3年以内の者 【補助金額等】 20,000円 【国、県等からの財源】 ○地域生活支援事業費補助金 国(2分の1) ○地域生活支援事業費補助金 県(4分の1) | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 小田原市の給付水準を維持し、市民サービスの低下を防ぐ。 | 就職した障害者への補助を水準を下げることなく実施できる。南足柄市では新たな補助を受けることができる。 | 対象者の増(年3件の見込)により財政負担が増加するため、他事業と調整を図る。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|---------------------|---|--|--|---|-------------------|---|--|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成金 | 在宅の重度障がい者等の社会への参加の促進及び通院等のためタクシーを利用した場合に初乗り運賃分等を助成する。 | 在宅の重度障害者がタクシーを利用した場合において運賃の一部を助成する。 | 【対象】 市内在住で、次のいずれかに該当する者 (1)身体障害者手帳1級の障がい者(肢体不自由・視覚・内部・聴覚言語) (2)身体障害者手帳2級の障がい者(聴覚障がい者、上肢の肢体不自由等を除く) (3)療育手帳A1若しくはA2を所持している者 (4)身体障害者手帳3級を所持し、かつ療育手帳B1を所持している者 (5)特定疾患医療受給者証を所持している者 (6)小児特定疾患医療給付決定通知書を所持している者 (7)精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者 【補助金額等】 ○タクシー 初乗り運賃分 ○福祉有償運送(1回につき)500円 ※1か月あたり4枚(腎臓機能障害1級にあつては6枚)の利用券を交付 ※4月に手続きすれば48枚(腎臓機能障害1級にあつては72枚)を交付 ※月ごとに順次減る 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 身体障害者1級・2級、療育手帳A1、A2、精神障害者1級で非課税世帯の者 【補助金額等】 ○タクシー(1年につき) 初乗り等のタクシー券36枚(じん臓疾患にあつては72枚) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 市民サービスの低下を防ぐため。 | 現在の小田原市民のサービス水準を保てる。 現在の南足柄市民のサービス水準が上がる。 所得確認の作業がなくなることにより、事務の効率化を図ることができる。 | 現在の南足柄市分の経費が増大する。 |
| 障がい者施設等通所者交通費助成 | 社会福祉施設等に通所する障がい者に対して交通費を助成することにより、施設等の利用を促進するとともに、家族及び本人の経済的負担の軽減を図る。 | | 【対象】 ①就労移行支援事業所、指定就労継続支援A・B型事業所に通所する者 ②自立訓練・生活介護事業所に通所する者(新体系事業移行前に助成対象であった施設のみ) ③地域活動支援センターに通所する者 ※ただし、①及び②について、サービス報酬における送迎加算を算定できる事業所は対象外 【補助金額等】 ○バス・電車等 定期代又は運賃の全額(障害者割引を受けた後の金額) ○施設所有車両等 施設車両の利用に係る負担金等の額と次により算定した額とのいずれか少ない額 片道5km未満の場合:日額300円 片道5km以上の場合:日額500円 ○自家用車等 片道5km未満の場合:日額150円 片道5km以上の場合:日額250円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 南足柄市では実施していないため、福祉サービスの向上のため、通所に係る交通費を助成する。 | 施設利用の促進が図られ、福祉サービスの充実につながる。 利用者の負担軽減が図られる。 | 南足柄市の対象者(2割程度の増見込)分の財政負担が増加するため、他事業と調整を図る |
| 身体障がい者自動車改造費助成費 | 重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図る。 | 重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする。 | 【対象】 肢体不自由1～3級の身体障害者手帳所持者・障害者総合支援法の対象となる難病の者であつて、市民税非課税者。 【補助金額等】 上限10万円(1車両1回限り) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 下肢または体幹機能障害があり、身体障害者手帳1級、2級で市町村民税が非課税世帯に属する者 【補助金額等】 操作装置、駆動装置等の改造に要した経費の2分の1(上限10万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 市民サービスの観点から、対象者の基準が広い小田原市の基準で実施する。 | 対象者の拡大により市民サービスが向上する。 | 歳出が増加するため、他事業と調整を図る。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|------------------|---|--|--|---|-------------------|--|--|-------------------------------------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 重度障がい者医療費助成金 | 重度障がい者が医療機関等を受診した場合、保険診療の自己負担分を全額助成する。 | 重度障害者の保険診療費・療養費の自己負担分を助成する。 | 【対象】 (1)小田原市在住で医療保険各法等加入者または小田原市国民健康保険被保険者(ただし、生活保護者、中国残留邦人等を除く) (2)身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級、重複障害(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1) 【補助金額等】 保険診療の自己負担分を全額助成する。ただし、高額療養費及び家族療養費附加給付金の支給があるときは、それを控除した額。 【国、県等からの財源】 県(2分の1) (ただし、県補助対象外、窓口一部負担金を除いた額) | 【対象】 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2または児童相談所若しくは障害者更生相談所において、知能指数が35以下、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ※所得制限あり 【補助金額等】 保険診療の自己負担分を全額助成する。ただし、高額療養費及び家族療養費附加給付金の支給があるときは、それを控除した額。 【国、県等からの財源】 県(2分の1) (ただし、県補助対象外、窓口一部負担金を除いた額) | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 市民サービスの低下を防ぐため。 | 現在の小田原市民のサービス水準を保てる。 現在の南足柄市民のサービス水準が上がる。 | 現在の南足柄市分の経費が増大するため、他事業と調整を図る。 |
| 移動支援サービス事業 | 屋外での移動に困難がある障がい児者の外出をガイドヘルパーが支援し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図る。 | 屋外での移動に困難がある障がい児者の外出をガイドヘルパーが支援し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。 | 【対象】 四肢体幹機能障がい者、知的障がい者、精神障がい者 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1) | 【対象】 (1)身体障害者手帳2級以上で支援の必要な身体障害者(児) (2)両上下肢の身体障害者手帳2級以上で、外出の際主に車椅子を利用する全身性障害者(児) (3)療育手帳を所持する知的障害者(児) (4)精神保健福祉手帳を所持又は自立支援医療(精神)受給中の精神障害者(児) 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ○18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) ○18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1) | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 市民サービスの低下を防ぐため。 | 現在の小田原市民のサービス水準を保てる。 現在の南足柄市民のサービス水準が上がる。 | 現在の南足柄市分の経費が増大するため、他事業と調整を図る。 |
| 重度障がい者訪問入浴サービス事業 | 在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴者で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。 | 《参考》 事業所と契約し、委託料で実施している。市は、利用者から直接利用料を徴収している。 | 【対象】 身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級又は精神障がいを事由として障害年金1級の受給資格を得た者 【補助金額等】 訪問入浴サービスに要した金額の9割(低所得者は全額、市の負担) 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)、市(4分の1) | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 南足柄市の同事業負担金と統合による歳出の削減(南足柄市の委託料を含めて)を図るため。 | 歳出が削減できる。 | 現在の南足柄市民の自己負担額が増加するため、給付金額の調整を検討する。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------------------|---|--|--|---|-------------------|--|---|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 人間ドック助成 | 国民健康保険被保険者が特定健診と同等の健康診断(人間ドック等)を受診した場合に助成する。 | 国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者が特定健診と同等の健康診断(人間ドック等)を受診した場合に助成する。 | 【対象】 国民健康保険被保険者(40歳以上)で特定健診の代わりに人間ドックを受けた人(保険料に未納が無いこと) ※年度内1回に限る 【補助金額等】 人間ドック費用の2分の1(上限10,000円) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 ・国民健康保険被保険者(35歳以上)及び後期高齢者医療被保険者で、特定健診(はつらつ健診)未受診者 ※年度内1回に限る 【補助金額等】 人間ドック費用の2分の1(上限10,000円、オプションは除く) 【国、県等からの財源】 市単独事業、広域連合 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 対象者を絞ることで経費の削減を図る。 | 予算規模の削減と、事務量の軽減化が図られる。 | 南足柄市民にとって、サービスが低下する。 郵送や支所等での受付の開始の検討(広域になることも踏まえ)を行うとともに、後期高齢者へ他の健診の案内や、特定健診案内文への掲載、広報紙等による周知を行う。 |
| 小児医療費助成 | 小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。 | 小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。 | 【対象】 入院・通院ともに中学校修了までの者を養育する者 【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額 【国、県等からの財源】 ○未就学児の通院・入院分及び中学校修了までの入院分、所得限度以内 県(3分の1) ○未就学児の所得限度以上の通院・入院分、所得限度以内の小学生から中学校修了までの通院分 市単独事業 | 【対象】 通院は小学校4年生修了までの者を養育する者 入院は中学校修了までの者を養育する者 【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額 【国、県等からの財源】 ○未就学児の通院・入院分及び中学校修了までの入院分、所得限度以内 県(2分の1) ※財政力指数1.0未満のため ○未就学児の所得限度以上の通院・入院分、所得限度以内の小学1年生から4年生までの通院分 市単独 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 医療費助成の対象年齢は中学校卒業までとしている自治体が趨勢であることから中学卒業までを対象としている小田原市の基準に揃える。 | 幅広い子育て中の市民の経済的負担が軽減される。 | 財政負担が増す。 |
| 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 | 母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するため、就業につながる技能や資格の取得を目的に指定講座を受講した者に費用の一部を支給する。 | 母子家庭の自立を促進するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金を給付する。 | 【対象】 ・市内に住所を有する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けている者又はその所得水準にある者 ・過去に教育訓練給付金を受けたことがない者 【補助金額等】 ・雇用保険教育訓練給付金の受給資格を有しない者は教育訓練経費の6割で上限20万円 (12,000円を超えない場合は支給しない) ・雇用保険教育訓練給付金の受給資格を有する者は教育訓練経費の4割で雇用保険と合わせて上限20万円(8,000円を超えない場合は支給しない) 【国、県等からの財源】 国(4分の3) ※雇用保険教育訓練給付金の受給資格を有している者の給付金は市単独 | 【対象】 ・市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けている者又はその所得水準にある者。 ・過去に教育訓練給付金を受給していない者。 ・雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格を有していない者 【補助金額等】 教育訓練経費の6割で上限20万円 (12,000円を超えない場合は支給しない) 【国、県等からの財源】 国(4分の3) | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 両市で実施している事業であるが、小田原市では国の助成基準に対して上乗せがある。しかし、国の制度が改正され、小田原市の上乗せ部分が国制度に吸収される見込みである。 | 自立を目指すひとり親家庭の資格取得に対して、より充実した支援ができる。 | 国の制度改正が確定していないため、引き続き市単独での上乗せとなる場合があるが、利用者数が少なく、国の制度改正がない場合であっても影響は限定的である。 |
| 青年就農給付金(経営開始型)・就農支援助成制度に伴う助成金 | 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を給付する。 | | 【対象】 (1)独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること (2)独立・自営就農であること (3)経営開始計画が以下の基準に適合していること (4)人・農地プランへの位置づけ等 (5)生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと (6)原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること 【補助金額等】 年間最大150万円 【国、県等からの財源】 国(10分の10) | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 南足柄市では未実施であるが、国の法令に基づく事業であるため、小田原市の事務処理方式を適用して実施する。 | 小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における新規就農者が対象となる。 | 事業費及び人件費等が増加する。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------|--|---|---|---|-------------------|---|--|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 就学援助費 | 学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助する。(要保護は2分の1国庫補助対象事業) | 学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助する。(要保は2分の1国庫補助対象事業) | <p>【対象】 市内の市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、 ①生活保護法に基づく保護を受けている世帯(要保護世帯)又は ②生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者等で、教育委員会が就学の支援が必要と認める者(準要保護世帯) ※②の所得審査は、当該年度の生活保護基準の1.3倍以内</p> <p>【補助金額等】 ①修学旅行費のみ ② ○学校給食費 ・小学生4,300円×11月 ・中学生5,000円×11月(実費負担分支給) ○学用品費 ・小学生11,420円 ・中学生22,320円 ○通学用品費 ・小学生・中学生2,330円 ○修学旅行費(上限) ・小学6年生21,190円 ・中学3年生57,290円</p> <p>【国、県等からの財源】 ①国庫補助対象事業(2分の1) ②市単独事業</p> | <p>【対象】 南足柄市立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、 ①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は 次に該当する者(準要保護者) ②法第26条の規定による保護の停止又は廃止 ③地方税法第72条の62の規定による事業税の減免 ④地方税法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税 ⑤地方税法第323条の規定による市町村民税の減免 ⑥地方税法第367条の規定による固定資産税の減免 ⑦国民健康保険法第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予 ⑧国民年金法第89条又は第90条の規定による保険料の納付義務の免除 ⑨児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の支給 ⑩生活福祉資金貸付制度要綱に基づく生活福祉資金の貸付け 要保護者に準ずる程度に困窮していると南足柄市教育委員会が認める者 ※所得審査は、平成25年4月の生活保護基準の1.3倍以内</p> <p>【補助金額等】 ①修学旅行費のみ ②～⑩ ○学校給食費 ・小学生4,300円×11月 ・中学生4,700円×11月(実費負担分支給) ○学用品費 ・小学生5,710円 ・中学生11,160円 ○通学用品費 ・小学生・中学生1,115円 ○修学旅行費(上限) ・小学6年生21,190円 ・中学3年生57,290円</p> <p>【国、県等からの財源】 ①国庫補助対象事業(2分の1) ②～⑩市単独事業</p> | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 対象が、生保基準の1.3倍以内という点は両市共通である。しかし、小田原市が当該年度の生保基準を採用していることから、小田原市に適用すると、これまで受給できた人が受給できなくなることがある(2%程度を想定)。一方、学用品費等の支給額が、南足柄市は小田原市の2分の1の額であるため、小田原市の水準を適用することで、援助を厚くする。 | 業務の統合により、人工を多少削減できる。(小田原市は就学援助システムを稼働しているもので、業務時間の削減を見込むことができる。) | 歳出が増加する。 |
| 特別支援教育就学奨励費 | 特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に家庭の経済状況に応じて就学に必要な経費を援助する。要保・準保護は対象外。(2分の1国庫補助対象事業) | 特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に家庭の経済状況に応じて就学に必要な経費を援助する。要保・準保護は対象外。(2分の1国庫補助対象事業) | <p>【対象】 (1)小田原市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒 (2)小田原市立小・中学校在籍で通級指導教室に通う児童(通学費のみ) ○生活保護基準の2.5倍未満 学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品等購入費、新入学児童生徒学用品費、通学費 ○生活保護基準の2.5倍以上 通学費のみ ○通級指導教室在籍者 通学費のみ</p> <p>【補助金額等】 実費負担額の2分の1</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助対象事業(2分の1)</p> | <p>【対象】 南足柄市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒</p> <p>○生活保護基準の2.5倍未満 学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品購入費、新入学児童生徒学用品費等、通学費 ○生活保護基準の2.5倍以上 通学費のみ</p> <p>【補助金額等】 実費負担額の2分の1</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助対象事業(2分の1)</p> | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 国庫補助対象事業であり、基本的に自治体間において差異は少ないため。 | 統合することにより、人工が多少削減できる。 | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------|---|---|--|--|-------------------|---|------|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 保健教育事業 (学校災害給付事業) | 児童生徒等が安全な学校(園)生活が送れるよう事故防止のための安全教育を徹底し事故発生時には的確に対応できるよう、学校災害見舞金、学校災害賠償補償、日本スポーツ振興センター災害給付事務を行う。 | 児童生徒等が安全な学校(園)生活が送れるよう事故防止のための安全教育を徹底し事故発生時には的確に対応できるよう、学校災害見舞金、学校災害賠償補償、日本スポーツ振興センター災害給付事務、緊急車両の支出を行う。 | 【対象】 公立小・中学校、幼稚園(児童・生徒・幼児) 【補助金額等】(1人につき) ○日本スポーツ振興センター災害給付 一般児童・生徒 945円 準要保護 715円 要保護 55円 幼稚園 295円 ○学校災害見舞金 74.17円(財物加入 3.82円) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 公立小・中学校、幼稚園(児童・生徒・幼児) 【補助金額等】(1人につき) ○日本スポーツ振興センター災害給付 一般児童・生徒 945円 準要保護 715円 要保護 55円 幼稚園 295円 ○学校災害見舞金 70.35円(財物補償なし) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | スポーツ振興センターの掛金は決まっており、両市間で事務的処理の差異は少ないが、学校災害賠償補償の水準は小田原市(財物補償あり)に合わせる。 | 特になし | 学校賠償に加入している保険の型(財物補償の有無)を小田原の水準に合わせて、学校災害賠償補償保険の金額が異なるため、歳出が大きくなる。 財物補償は必要な補償であることから、1人当たりの単価増の予算措置をする。 |

(3)南足柄市の事務処理方式を適用するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|---------------|------|--|------|--|-------------------|-------------------------------------|---|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 特定不妊治療費助成金 | | 特定不妊治療を受けている夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。 | | 【対象】 医療保険が適用されない体外受精や顕微授精 ①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②夫及び妻が特定不妊治療の終了した日及び助成申請日において南足柄市民であること ③国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること ④夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年度の所得)の合計が730万円未満であること ⑤夫及び妻に市税等の滞納がないこと ⑥「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」実施要綱による助成の決定を受けた方 ⑦神奈川県の実施要綱で指定する医療機関において、特定不妊治療を終了した方 【補助金額等】 対象者が受けた特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)から県要綱による助成額を控除した額。夫婦1組1回の治療につき、10万円を限度。 【国、県等からの財源】 市単独事業(国・県補助の上乗せ事業) | 南足柄市の事務処理方式を適用する。 | 類似団体はもとより、県内自治体においても実施している自治体が多いため。 | 小田原市民へのサービスが新たに増える。 | 財政負担が大きくなるため、他の事業で不足の財源を賅う。 |
| 南足柄市空き家取得費助成金 | | 定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンク事業を通じて空き家を購入し、本市に定住しようとする子育て世帯に対して、空き家取得費助成金を交付する事業。 | | 【対象】 次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。 (1)市外に1年以上居住した後、空き家バンク事業を通じて購入した空き家に入居し、住民基本台帳法第22条に規定する転入の届出を行った者 (2)5年以上定住する見込みである旨の誓約書を提出した者 (3)申請日において世帯主の年齢が20歳以上であり、その同居する親族のうちに中学生以下の者がいる者 【補助金額等】 空き家バンク事業を通じて購入した空き家に係る売買契約書に記載された代金総額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が50万円を超える場合は、50万円を限度とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 南足柄市の事務処理方式を適用する。 | 小田原市に当該事務がないため、南足柄市の方式を適用する。 | 小田原市の空き家バンク登録物件に対して、補助できるので更なる定住促進及び地域の活性化が図れる。 | 財政的な負担増が見込まれるため、空き家対策等に係る、国の補助金確保について検討していく。 |

(4) 新たな事務事業に再編するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------|---|---|--|---|--|--|---|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 災害見舞金 | 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、避けがたい自然災害によって死亡し、又は障害を受けた者に対する弔慰金、見舞金を支給する。また、その適用を受けない小規模の災害における被害者に対して災害見舞金を支給する。 ①災害弔慰金・災害障害見舞金 ②災害見舞金・死亡弔慰金 | 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、避けがたい自然災害によって死亡し、又は障害を受けた者に対する弔慰金、見舞金を支給する。また、その適用を受けない小規模の災害における被害者に対して災害見舞金を支給する。 ①災害弔慰金・災害障害見舞金 ②災害見舞金・死亡弔慰金 | 【対象】 ①暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により市民が死亡した際に、その遺族に支給 ②災害救助法の適用を受けない火災、風水害等によって生じる被害を受けた者等 【補助金額等】 ① ○死亡 500万円(生計主) 250万円(その他の者) ○障害 250万円(生計主) 125万円(その他の者) ② ○全焼等 20,000円(1人世帯) 50,000円(2人以上) ○半焼等 10,000円(1人世帯) 20,000円(2人以上) ○死亡 50万円 ○重傷 15,000円(3週) 30,000円(3か月) 【国、県等からの財源】 ①県(4分の3、うち国3分の2) 市(4分の1) ②市単独事業 | 【対象】 ①暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により市民が死亡した際に、その遺族に支給 ②災害救助法の適用を受けない火災、風水害等によって生じる被害を受けた者等 【補助金額等】 ① ○死亡 500万円(生計主) 250万円(その他の者) ○障害 250万円(生計主) 125万円(その他の者) ② ○全焼等 10,000円(1人世帯) 50,000円(2人以上) ○半焼等 10,000円(1人世帯) 20,000円(2人以上) ○死亡 30万円(自然災害) 20万円(火災・生計主) 10万円(火災・その他) ○負傷 20,000円(1か月) 【国、県等からの財源】 ①県(4分の3、うち国3分の2) 市(4分の1) ②市単独事業 | 支給金の額に差異のある「災害見舞金・死亡弔慰金」について、平塚市の事務処理方式を適用する。 【補助金額等】 ② ○全焼等 50,000円(1人世帯) 80,000円(2人以上) ○半焼等 30,000円(1人世帯) 50,000円(2人以上) ○床上浸水等 20,000円(1人世帯) 30,000円(2人世帯) ○死亡 750,000円(生計主) 500,000円(その他) ○傷病 50,000円(3週以上入院) | 類似団体と比較して水準が低い支給額について、手厚い対応を行っている平塚市や厚木市並みとすることにより、一層の住民の精神的苦痛からの回復が期待できるため。また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給される「災害弔慰金・災害障害見舞金」は、全国統一の要件であるため、現行のままとする。 | より手厚い支給を行うことができ、住民の精神的苦痛から一層の回復が期待できる。 | 大きな問題となるデメリットはない。 |
| 小田原市在宅高齢者等福祉タクシー利用助成 | 在宅の介護を要する高齢者が、通院及び日常生活の利便に供するため、タクシーを利用した場合に初乗り運賃を助成する。 | | 【対象】 小田原市に住所を有し、要介護認定で要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者。ただし、在宅重度障害者タクシー利用助成の対象者及び普通自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く。 【補助金額等】 初乗り運賃相当額を助成。ただし、福祉有償運送にあっては500円を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用するが、実施に当たっては要件の見直しについて検討する。 【対象】 現在対象を要介護3以上としているが、これに所得要件等の制限を加えるなどの見直しを検討する。 【補助金額等】 現在初乗り運賃相当額(約700円)を助成しているものを、1回あたり500円など助成金額の水準を引き下げる。 | 本事業を南足柄市域においても実施することによる負担増を、要件を見直すことで抑える。 | 見直す内容によって扶助費の削減が図られる。南足柄市市民の在宅高齢者に対するサービスが向上する。 | 見直す内容によって扶助費が増加する。小田原市民の在宅高齢者に対するサービスが低下する。要件の見直しや、1回あたりの助成額の減額等について検討し、扶助費全体の額が増えないよう見直しを行う。 |
| 市心身障害児福祉手当 | 市内に住所を有する20歳未満の心身に障がいがある児童の保護者に手当を支給する。 | | 【対象】 (1)身体障害者手帳1～4級の交付を受けている児童の保護者 (2)知能指数50以下の判定を受けている児童の保護者 (3)精神保健福祉手帳1、2級の交付を受けている児童の保護者 ただし、申請時に保護者が1年以上小田原市に居住していること。 また、児童が国の障害児福祉手当を受給していないこと。 【補助金額等】 2,000円 ※生活困窮者は1,000円加算 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 給付額を減額して事業を実施する。 【補助金額等】 2,000円 ※生活困窮者の加算を廃止 | 歳出の増加を防ぐため、給付額を減額する。 | 財政負担が軽減される。 | 小田原市の障害児の保護者に対する補助が減り、特に生活困窮世帯への影響が心配されるため、従前の対象者へ丁寧な説明を行う。 |

(5) 廃止するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-----------------------|---|---|--|---|--|---|------------|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 南足柄市自治会空き家環境整備事業助成金 | | 定住の促進を図るため、空き家の購入又は賃貸借を希望する者を募集する空き家に係る環境整備事業を実施した自治会に対し、自治会空き家環境整備事業助成金を交付する。 | | 【対象】 (1)敷地内の草刈り、清掃作業及び危険物の除去並びに樹木の枝打ち及び消毒に関する事業 (2)空き家に係る入居希望者を募集するにあたり、市長が必要と認める事業 【補助金額等】 一年度における経費を合算した額の2分の1(千円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額)とし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。なお、一年度における一自治会に対する助成金の額は、10万円を限度とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 廃止 | 南足柄市のみ事務事業であるが、実績もなく、予算額も少ないため。 | 特になし | 特になし |
| 美化清掃車両助成金 | | 地域の環境美化の推進を図るため、自治会、子供会等が実施する美化清掃に伴い、廃棄物を運搬する車両に対して助成を行う。 | | 【対象】 美化清掃を実施した自治会、子供会等 【補助金額等】 1,800円(1回の美化清掃に使用した車両1台につき) ※1回の美化清掃で5台を限度 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 廃止 | 合併後の市において、廃棄物の回収を直営で行うことができるため。 | 特になし | 廃棄物の回収を直営で行うことにより、人件費の増が見込まれる。 |
| 臨時福祉給付金 | 消費税率が8%に引き上げられたことによる低所得者の負担を考慮した暫定的・臨時的措置である「臨時福祉給付金」の支給を行う。 | 消費税率が8%に引き上げられたことによる低所得者の負担を考慮した暫定的・臨時的措置である「臨時福祉給付金」の支給を行う。 | 【対象】 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者 【補助金額等】 3,000円(平成28年度) 【国、県等からの財源】 国庫支出金(10分の10) | 【対象】 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者 【補助金額等】 3,000円(平成28年度) 【国、県等からの財源】 国庫支出金(10分の10) | 終了 | 国による全国一律の措置であり、平成29年度中若しくは年度末で終了する事業のため。 | 特になし | 特になし |
| 年金生活者等支援臨時福祉給付金 | ①賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援 ②平成29年度から実施される「年金生活者支援給付金」の前倒し的な位置づけ ③平成28年前半の個人消費の下支えにも資する以上のことを目的に、対象者に支給する。 | ①賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援 ②平成29年度から実施される「年金生活者支援給付金」の前倒し的な位置づけ ③平成28年前半の個人消費の下支えにも資する以上のことを目的に、対象者に支給する。 | 【対象】 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者で次のいずれかの要件に該当する者 ①平成28年度中に65歳以上になる者 ②平成28年5月までに障害・遺族基礎年金を受給する者 【補助金額等】 30,000円 【国、県等からの財源】 国庫支出金(10分の10) | 【対象】 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者で次のいずれかの要件に該当する者 ①平成28年度中に65歳以上になる者 ②平成28年5月までに障害・遺族基礎年金を受給する者 【補助金額等】 30,000円 【国、県等からの財源】 国庫支出金(10分の10) | 終了 | 国による全国一律の措置であり、平成29年度に終了する事業のため。 | 特になし | 特になし |
| 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 | 市内に住む70歳以上の方が、はり・きゅう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を市が助成する。 | | 【対象】 次のすべての要件を満たす者 (1)小田原市内に住所を有する者であること (2)年齢が満70歳以上の者(助成を受けようとする年度内に満70歳に達する者を含む。)であること (3)指定施術者から施術を受けようとする者であること 【補助金額等】 1回1,000円以上の施術につき、1枚(1,000円分)を助成 【国、県等からの財源】 神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金:4,026千円(75歳以上の対象者に係る助成。平成27年度実績) 市単独費:1,524千円(平成27年度実績) | | 現在実施している小田原市において、市民や関係団体(鍼灸マッサージ師会)への事前周知も図りつつ、廃止の方向で検討する。 | 小田原市では、本事業について、あり方も含めた検討が必要な事業であると考えている。また、南足柄市でも、過去に検討を行ったものの、実施しないと結論付けており、合併による再実施が現実的ではないと捉え、本事業については廃止の方向で検討をする。 | 扶助費が削減できる。 | 小田原市民へのサービスが低下する。また、同事業登録事業所については、利用者減少などの間接的な影響は考えられる。市民や登録事業所への事前周知を行うとともに、小田原鍼灸マッサージ師会(登録事業所の約5割が入会)への事前説明も行う必要がある。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|---------------------|------|---|------|--|-------|-------------------------------|---------------------|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 重度身体障害者自動車燃料費助成 | | 自ら自動車を運転する身体障害者に対して燃料費を助成する。 | | <p>【対象】 身体障害者手帳1級、2級で本人またはその同居する家屋が所有する自家用自動車を自ら運転する者のうち、属する世帯全員の市町村民税の非課税世帯の者</p> <p>【補助金額等】(1Lにつき) 50円 ※限度額2,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 廃止 | 歳出額の増加を抑えることを優先したため。 | 事務量や歳出の削減を図ることができる。 | 南足柄市でのサービス水準が低下するが、「障がい者福祉タクシー利用助成・在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成」や「障がい者施設等通所者交通費助成」についてサービスを充実させることにより、現在の南足柄市の対象者に対してサービスの低下をできる限り抑える。 |
| 南足柄市更生訓練費支給 | | 就労移行支援または自立訓練の障害福祉サービスを利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。 | | <p>【対象】 就労移行支援または自立訓練の障害福祉サービスを利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者</p> <p>【補助金額等】 ○訓練のための経費(1月につき) ①視覚障害者更生施設(あんま、はり、きゆう科) 14,800円(15日以上) 7,400円(15日未満) ②肢体不自由者更生施設、視覚障害者厚生施設(あんま、はり、きゆう科を除く。)聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設 6,300円(15日以上) 3,150円(15日未満) ③身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設 3,150円(15日以上) 1,600円(15日未満) ④重度身体障害者更生援護施設 2,100円(15日以上) 1,050円(15日未満) ○通所のための経費 次の施設別日額に訓練のために通所した日数を乗じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。 肢体不自由者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設 日額280円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 廃止 | 実績もなく、類似団体も実施していないため。 | 特になし | 特になし |
| 車いす改造に関する原動機取り付け助成金 | | 戦傷病者又は身体障害者が手動車いすに原動機を取り付け、原動機付き自転車に改造する費用の一部を助成する。 | | <p>【対象】 戦傷病者、身体障害者(児)</p> <p>【補助金額等】 車いすの改造に要する経費の2分の1以内(上限10万円)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 廃止 | 実績もなく、類似団体も実施していないため。 | 特になし | 特になし |
| 南足柄市障害者の水道料金助成金 | | 市営水道を利用する障害者のみの市町村民税非課税世帯に対し、基本料金を助成する。 | | <p>【対象】 ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A1、A2または児童相談所若しくは障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された方 ・身体障害者3級の手帳を有し、かつ児童相談所等で、知能指数が50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p>【補助金額等】(2か月につき) 1,512円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 廃止 | 類似団体で事業を実施している市がなく、歳出削減を図るため。 | 事務量や歳出の削減を図ることができる。 | 南足柄市でのサービス水準が低下するため、広報や説明会により市民周知を図る。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|------------------|------|---|------|--|-------|---|---------------------|---------------------------------------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 南足柄市障害者診断書作成料助成金 | | 障害者手帳取得(更新)時の診断書作成料を助成する。 | | <p>【対象】市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により南足柄市の住民基本台帳に記録され、前年分の市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>【補助金額等】診断書の作成に要した経費に相当する額(上限2,000円)</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p> | 廃止 | 現在の給付対象者が南足柄市12名と少数であり、類似団体が事業を実施している市がなく、歳出削減を図るため。 | 事務量や歳出の削減を図ることができる。 | 南足柄市でのサービス水準が低下するため、広報や説明会により市民周知を図る。 |
| 保育所事故見舞金 | | 乳児及び幼児が保育所(児童福祉法第35条第3項の規定に基づき設置)の管理下における事故等により災害を受けた場合に、保育所事故見舞金を支給する。 | | <p>【対象】災害を受けた乳児又は幼児の保護者</p> <p>【補助金額等】 ○医療見舞金(入院1日につき)2,000円 ○障害見舞金 要綱別表に定める障害の等級に対応する額 (第1級:1,000万円～第14級:50,000円) ※障害が2つ以上存するときは、上位の等級に対応する額 ○死亡見舞金100万円 ○特別見舞金10万円以内</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p> | 廃止 | 南足柄市のみで実施しているが、近年支給の実績はなく類似団体においても未実施であるため。現在両市が加入している民間の災害給付制度で対応する。 | 特になし | 特になし |

2 奨励金、祝い金

(1) 現行どおりとするもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-----------------|---|--|--|---|-----------|---|---|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 希少な植物移植地維持管理奨励金 | メダカの生息地周辺に自生している絶滅危惧種に指定されている希少な植物が消失しないように、これらの植物の移植地として鬼柳地区の一部の農地を管理している者に対し奨励金を支出する。 | | 【対象】 メダカの生息地周辺に自生している絶滅危惧種に指定されている希少な植物が、沿道サービス施設の建設等により除去され消失しないように、鬼柳地区の一部の農地を、これらの植物の移植地として管理している者 【補助金額等】 80,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 現行どおりとする。 | 類似団体においては、このような奨励金を支出しているところは見当たらないが、小田原市独自の事業として、メダカの生息地周辺に自生している絶滅危惧種に指定されている希少な植物が、沿道サービス施設の建設等により除去され消失しないようにする必要があると考えるため。 | 現行どおり奨励金を支出することで、移植地を管理している者の負担を軽減し、絶滅危惧種に指定されている希少な植物を保護することができる。 | 特になし |
| メダカビオトープ奨励金 | 都市計画道路小田原大井線の整備に伴いメダカの生息地が一部消失したことから整備をしたメダカビオトープの維持管理主体者に奨励金を支出する。 | | 【対象】 整備をしたメダカビオトープの維持管理の主体者 【補助金額等】 80,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 現行どおりとする。 | 類似団体においては、このような奨励金を支出しているところは見当たらないが、小田原市独自の事業として、都市計画道路小田原大井線の整備に伴いメダカの生息地が一部消失したことから整備をしたメダカビオトープの維持管理が必要となるため。 | 現行どおり奨励金を支出することで、ビオトープ維持管理者の負担を軽減し、メダカビオトープが安定的に維持されることで、メダカの保護が図られる。 | 特になし |
| 伝統工芸産業後継者奨励金 | 伝統的工芸産業で後継者が極めて少ないものうち、市長が指定したものについて、専門的な知識及び技術を習得しようとする者に対し支援を行う。 | | 【対象】 30歳以下の健康な者で、伝統工芸産業に関し専門的な知識及び技術を習得した後、10年以上市内で当該伝統工芸産業に係る事業に従事する意思のあるもの 【補助金額等】 予算の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 現行どおりとする。 | 小田原市に伝統工芸産業が存在することが貴重であり、その貴重な伝統工芸産業に従事しようとする者に対する研修等は、業界としても実施しているところであるが、伝統工芸産業の衰退抑止につながるから現行制度を継続するものである。 | 伝統工芸産業に従事しようとする者を支援することで、産業を支援することにつながる。 | 特になし |
| 横溝千鶴子教育表彰金 | | 教育、文化、スポーツ等で優秀な成績または成果を取めた団体及び個人や顕著な指導実績を有している指導者等を表彰し、教育、文化、スポーツの高揚を図る。 | | 【対象】 県西地区2市8町、大磯町及び二宮町に住所を有する者又は構成員の2分の1以上が南足柄市在住の団体(いずれも18歳未満)若しくは足柄高校の団体が全国規模の協議会、発表会において最高位入賞した場合等 【補助金額等】 ○団体表彰 団体の構成人数に50,000円を乗じた額(上限100万円) ○個人表彰 50,000円 ○指導者表彰 20万円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 現行どおりとする。 | 南足柄市の単独事業であり、対象に一部小田原市が含まれるため、現在の内容を維持する。 | 特別会計のため、毎年一定の財源を確保できるため、当面の間事業を継続できる。元々、個人表彰の対象者に小田原市在住者も含まれているので、そのまま継続してもあまり支障がないと思われる。 | 特になし |

(2)小田原市の事務処理方式を適用するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-----------------------------|--|---|--|--|-------------------|---|---------------------------|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 市民功労表彰に係るほう賞金 一般表彰に係る報償金 | 小田原市に関する学術、文化、教育、福祉等について、特別な研究を行い、または功績のあった個人・団体、国や世界レベルで大きな記録を樹立したり、成果を上げたりすることで市民に明るい希望と誇りを与え、小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。 | 市の政治、経済、教育、文化、社会その他各般にわたって、市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市政の伸展と民風の高揚を図ることを目的とする。 | 【対象】 特別な研究を行い、または功績のあった個人・団体、国や世界レベルで大きな記録を樹立したり、成果を上げたりすることで市民に明るい希望と誇りを与え、小田原の名を高めた個人・団体 【補助金額等】(1人につき) ○功労賞 100,000円 ○栄誉賞 30,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があった者 【補助金額等】(1人につき) ○一般表彰 7,560円相当の記念品 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 表彰者の推薦レベルが高い小田原市の水準を維持するため。 | 功労表彰を存続することで基金も存続できる。 | これまでの南足柄市の表彰者の推薦レベルを若干上げる必要がある。推薦レベルに達しない場合は、各所管課での表彰制度で表彰する。 |
| スポーツ振興祝い金 | 要綱に基づき、国又は地方公共団体が行うスポーツ振興事業に参加する市民及び市民団体に祝い金を交付する。 | | 【対象】 以下の事業に参加する場合 (1)国内において行われる全国規模の事業(予選会又は選考会を経た後に行われる事業に限る) (2)海外において行われる事業であって、国又は国際的な機関が主催するもの (3)海外とのスポーツ交流又は海外教育事業等の事業であって、国又は地方公共団体が主催するもの 【補助金額等】 ○国内大会 個人3,000円 団体30,000円を上限 ○国際大会 個人20,000円 団体 予算内で市長が別に定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、このタイミングで祝い金を廃止するのは得策でないと考え、小田原市の水準で制度を存続する。 | スポーツ振興に対する市の姿勢を見せることができる。 | 経費を削減できないが、財源確保について調査研究する。 |
| 再生可能エネルギー事業奨励金 | 再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に基づき、国の固定価格買取制度を活用し、事業の用として再生可能エネルギー発電設備を用いて行う発電事業について、奨励金の交付を行う。 ①再生可能エネルギー事業 ②市民参加型再生可能エネルギー事業 | | 【対象】 ①償却資産課税台帳に再生可能エネルギー事業の認定発電設備の所有者として登録されている市内事業者 ②①に加え、広く市民が参加し、地域の防災対策を推進し、地域経済を活性化し、継続可能な事業 【補助金額等】 ①対象設備に係る交付申請した年度の償却資産の固定資産税相当分(交付期間3年) ②対象設備に係る交付申請した年度の償却資産(交付期間5年)及び土地(交付期間10年間、市街化調整区域のみ対象)の固定資産税相当分 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 国の固定価格買取制度を利用して、事業の用として再生可能エネルギー発電設備を用いて行う発電事業に対して、事業開始の初期段階に要する費用の軽減を図ることにより、再生可能エネルギー導入を促進することができる。 | 再生可能エネルギー導入を促進することができる。 | 対象区域が広がるため、予算の増額が必要となる。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------|---|---|---|--|-------------------|--|--|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 企業等立地奨励金 | 認定計画に基づき市内の工業系用途地域に新たに立地する企業、あるいは市内で10年以上製造業等を営む企業の拡大再投資に対し、その投資金額に対する企業等立地奨励金を助成する。 | | 【対象】 「小田原市企業誘致推進条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資 【補助金額等】 当該立地をする企業等が、当該立地をする日の属する年の翌年の1月1日において、当該立地に係る事業の用に供している固定資産に課する固定資産税の税相当額並びに土地及び家屋に課する都市計画税の税相当額を合算した額に2分の1を乗じて得た額(ただし、当該立地をする日の属する年度の翌年度以降3年度分に限る。)の1割(上限1億円。決定した交付額を5年間で分割して交付) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 工場適地面積の多い小田原市に合わせるため。 | 南足柄市域への誘致推進を強化できる。 | 特になし |
| 投資促進奨励金 | 認定計画に基づき市内の工業系用途地域に新たに立地する企業、あるいは市内で10年以上製造業等を営む企業の拡大再投資に対し、土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税相当額の2分の1の額を「投資促進奨励金」として3年度間、助成する。 | 市長が指定する「指定産業集積地域」に立地する企業、あるいは市内に立地後10年以上事業活動を行っている企業の拡大再投資に対し、土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税相当額の2分の1の額を賦課される年度から5年度分(拡大再投資については4年度分)助成する。(適用は1事業所につき1回限り) | 【対象】 「小田原市企業誘致推進条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資 【補助金額等】 事業の用に供している固定資産に課する固定資産税の税相当額並びに土地及び家屋に課する都市計画税の税相当額を合算した額に2分の1を乗じて得た額を3年度間、交付する。ただし拡大再投資の場合は土地に課する都市計画税は対象外とする。交付の額は毎年度で変動するが、操業開始日以降の追加投資に係る税額は対象外とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 「南足柄市企業の立地の促進等に関する条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資 【補助金額等】 対象企業が立地又は拡大再投資の日の属する年の翌年の1月1日以後最初に賦課される年度から5年度分(拡大再投資に係るものにあつては、4年度分)に限り、固定資産税を100分の0.7、都市計画税を100分の0.1とする。(拡大再投資に係る奨励措置は、一事業所につき1回限りとする。) | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 収めるべきは収め、払うべきものは払う考えに則り、不均一課税ではなく奨励金制度に統一する。 | 税額が満額収入されることにより企業の新規立地や拡大再投資の効果が分かりやすくなる。南足柄市の5年間の不均一課税より、3年間の奨励金措置の方が総体の負担が少なくなる。 | 南足柄市域立地企業にとっては支援額が減少する。(投資額に対する定額補助である)企業等立地促進奨励金との組み合わせにより、支援減少にならないようにする。 |
| 雇用促進奨励金 | 認定計画に基づき市内の工業系用途地域に新たに立地する企業が、新たに5人以上の小田原市民を1年以上継続して雇用する場合、雇用人数に応じて「雇用促進奨励金」を交付する。 | 対象企業が立地のため、新たに5人(中小企業等は2人)以上の南足柄市民を1年以上継続して雇用した場合、雇用人数に応じて「雇用奨励金」として交付する。 | 【対象】 「小田原市企業誘致推進条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資に伴い、新たに5人以上の小田原市民を1年以上継続して雇用する場合を対象とする。ここで言う市民とは、操業開始日より6か月以上前から市内に住所を有するものとする。ただし、10年以上継続して製造業等を営む企業等は適用対象外とする。 【補助金額等】(1人につき) 20万円(上限1,000万円・50人) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 「南足柄市企業の立地の促進等に関する条例」及び「同施行規則」に基づいて決定を受け立地した企業の投資に伴い、新たに5人以上の南足柄市民を1年以上継続して雇用した場合を対象とする。ここで言う市民とは、操業開始日の1年以上前から市内に住所を有する者又はその者と生計を一にする家族が操業開始日の1年前から継続して市内に住所を有するものものとする。(対象企業が指定産業集積地域に立地する場合のみ適用) 【補助金額等】(1人につき) 20万円(障害者の場合40万円) (上限1,400万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 対象事業が多く見込まれる小田原市の方式に合わせる。 | 特になし | 南足柄市域への進出を検討する企業にとって訴求力が低下するため、企業等立地奨励金制度と組み合わせ、メリットを周知する。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------|---|---|---|---|-------------------|---|---|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 定年帰農者農業支援事業奨励金 | 農業の担い手不足及び耕作放棄地の解消を図るとともに、市民が生涯にわたり活躍できる社会の実現に資することを目的とする。 | | <p>【対象】 市内で農業経営を行う者</p> <p>【対象事業】 市内の農地を新たに使用し、かつ、当該農地を耕作するために概ね60歳以上の市民(農業経営を行う者を除く。以下「非農家市民」という。)を新たに雇用して行う農業(交付対象期間中における農地面積又は非農家市民の雇用数の増減は、一の交付対象事業における事業内容の変更として取り扱う。)</p> <p>【補助金額等】 次に掲げる額の合計額(ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) (1)交付対象期間中に被雇用者に支払われた賃金の額(ただし、被雇用者1人につき1月あたり50,000円を上限とする。) (2)交付対象期間中に被雇用者に営農指導を行う者(申請者を除く)に支払われた謝礼の額(ただし、1月あたり20,000円を上限とする。) (3)交付対象事業を実施するために必要な肥料その他資材等の購入額(ただし、交付対象期間中、農地面積10アールあたり50,000円を上限とする。) (4)交付対象事業を実施するための被雇用者を募集するための経費(ただし、交付対象期間中10万円を上限とする。)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 県内に実施事例がなく、プロダクティブ・エイジング(生涯現役社会)実現のため先進的な事業であるため。 | 小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における農業者が対象となる。 | 事業費及び人件費等が増加する。 |
| おだわらウッドスタート誕生祝い品配付事業 | 市内に生まれた乳児を持つ親に対し、木育を啓発するためのコンセプトブック及び地域産木材を使用した木製おもちゃを配布するもの。 | | <p>【対象】 小田原市内において4か月児健康診断の受診対象となる方</p> <p>【補助金額等】 乳児1人につき、誕生祝い品1個、コンセプトブック1冊</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 南足柄市で該当する事業がないため。 | 特になし | 南足柄市では実施しておらず、南足柄市対象者に対し、配布する場合の方法を検討する必要がある。また、財政負担も増加する。 南足柄市対象者にも配布対象を拡大することに伴い、配布場所を増設する。財政負担増については、木育意識や森林への資金還元を考慮すると難しい。 |
| 高等学校等奨学金 | 市に住所があり高等学校等に在学する、経済的に修学が困難で成績が優良な生徒を対象に奨学金を支給する。 | 市に住所があり高等学校等に在学する、経済的に修学が困難で成績が優良な生徒を対象に奨学金を支給する。 | <p>【対象】 (1)高等学校等に在学していること (2)小田原市に住所を有すること (3)経済的な理由により高等学校等の修学が困難であること(生活保護の高等学校就学費の給付を受けている者は対象外) (4)品行方正であり、かつ学業成績が優良であること (5)国、地方公共団体その他のものから奨学金の支給又は貸付けを受けていないこと</p> <p>【補助金額等】(1年につき) 30,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 小田原市奨学金基金からの取崩し(一般会計に繰入れ)</p> | <p>【対象】 (1)県内の高等学校等に在学していること (2)南足柄市に住所を有するものであること (3)学資の支弁が困難であること (4)学業成績が優良で性行が善良であること</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 9,300円</p> <p>【国、県等からの財源】 南足柄市育英奨学事業及び就学援助事業に関する基金からの取り崩し</p> | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 類似の事業であるため。また、募集人数100人と定めているため、統合しても基金の取り崩し額が増額になることはない。南足柄市は月額9,300円、小田原市は年額30,000円と異なるが、文科省の子ども学習費調査の資料から学用品費を補助する金額として年額30,000円は妥当であると考えられるため。 | 基金の活用であり一般財源に影響がない。統合後も募集人数を現状維持とするならば、年間の支出額も変わらない。 | 統合する基金については、就学援助事業の取扱いなど、趣旨等の調整が必要となる。 就学援助事業費については、合併後の全体的予算(一般財源)でカバーする。 |

(3)南足柄市の事務処理方式を適用するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|---------------|--|---|---|--|-------------------|---|------------------|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 敬老祝金品 長寿祝品 | 高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、高齢者に対して敬老祝金・祝品を贈呈する。また、満100歳を迎えた者に対し、その長寿祝品を交付する。 ①小田原市敬老祝金 ②③④小田原市敬老祝品 ⑤小田原市長寿祝品 | 本市居住の高齢者に対し、敬老と長寿を祝福し、その家族の平和と福祉の増進に寄与することを目的に敬老祝金の給付を行う。 | 【対象】 ①88歳、99歳、100歳(ただし、平成29年度から99歳は廃止) ②市内最高齢男女 ③100歳の者で内閣総理大臣から祝状及び記念品の贈呈を受けることとなる者 ④結婚60年・70年を迎える夫婦 ⑤100歳 【補助金額等】 ①5,000円(88歳) 10,000円(99歳) 30,000円(100歳) ②予算に定める金額の範囲内(本人希望の品、10,000円以内) ③予算で定める金額の範囲内(内閣総理大臣からの祝状を入れる額縁を贈呈、5,000円程度) ④祝状及び額縁(予算で定める額) ⑤祝状及び額縁(予算で定める額) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 市内に1年以上在住の当該年度の100歳到達者 【補助金額等】 50,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 南足柄市の事務処理方式を適用する。 | 財政的負担を勘案し、要件を簡素化し、南足柄市の事務処理方式を適用するが、今後のあり方については、関係団体で組織する検討会等の理解を得ながら調整していく必要がある。 | 財政的負担、事務的負担が少ない。 | 影響が出る高齢者数が多い。小田原市においては、敬老行事や敬老祝金品の今後のあり方について、関係団体の代表者で組織する検討会を開催しており、合併に際しても、同様に関係団体の理解を得ながら進めていく必要がある。 |

(4)新たな事務事業に再編するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|------------------------------|---|------------------------------------|--|---|--------------------------------------|--|---------------------------|--|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 指定文化財等管理奨励金 市指定文化財保存管理奨励金 | 個人等で管理している市指定文化財(ただし無形文化財については、国・県指定も含む)若しくは、それに準ずる文化財の管理者に対して奨励金を支出する。 | 個人等で管理している市指定文化財の所有者等に対して奨励金を支出する。 | 【対象】 市指定文化財等を管理している者 【補助金額等】 別添資料参照 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 市指定文化財等を管理している者又は保持している者 【補助金額等】 別添資料参照 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 新たな水準に再編する。 【補助金額等】 別添資料参照 | 補助金単価については、両市の基準単価に差があるため、支給総額を小田原市の基準(単価の割合)で配分し新たな単価を設定する。なお、単価変動の緩和措置として3年間の経過措置を設ける。 | 両市の奨励金額を統一することで、公平性が保たれる。 | 南足柄市の一部の奨励金が減額となるため、3年間の経過措置を設け、理解を求めます。 |

(5)廃止するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------|--|------|---|------|-------|--|----------------|-------------------------------------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 文化振興事業の参加者に対する祝い金 | 文化の振興を図るため、国又は地方公共団体が行う文化振興事業に参加した場合に祝い金を交付する。 | | 【対象】 市民及び本市を拠点に活動する団体 【補助金額等】 ○国内の事業 個人5,000円 団体1人につき5,000円 ※上限30,000円 ○海外の事業 個人:派遣参加20,000円 任意参加10,000円 団体:予算の範囲内において市長が別に定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 廃止 | 文化の対象が不明確なため、また既知の団体のみが申請する状況が続いており、公平性が保たれないため。 | 市民に対する公平性が保てる。 | 既知の団体に対する周知が必要になるため、団体に対する説明を行っていく。 |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------|---|---|--|--|-------|---------------------------------|--------------|----------------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 保存樹に対する奨励金 | 健全で美観上優れる樹木・樹林(保存樹・保存樹林)に対し奨励金を交付する。 | | <p>【対象】 保存樹又は保存樹林の所有者</p> <p>【補助金額等】 ○保存樹(1本につき) 3,000 ○保存樹林 900円(生けがきをなす場合、生けがきをなす片側面積10㎡につき) 800円(その他の場合100㎡につき)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | | 廃止 | 合併後の市の経費削減や行革の観点から廃止する。 | 経費が削減できる。 | 樹木の伐採が進む恐れがある。 |
| 青少年の文化・スポーツ振興に関する奨励金 | 市民からの寄付金を財源に、青少年の文化・スポーツ活動の振興を図ることを目的として、市内在住又は在学の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生又は大学生が国、地方公共団体等が行う全国及び国際的な規模の大会等に参加した場合に、奨励金を交付する。 | | <p>【対象】 市内在住又は在学の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生又は大学生が国、地方公共団体等が行う全国及び国際的な規模の大会に参加した場合</p> <p>【補助金額等】 ○個人 5,000円(国内) 30,000円(海外) ○団体 30人を上限に人数により交付額を定める</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業(寄附を財源)</p> | | 廃止 | 合併までに原資が尽きるため。 | 特になし | 特になし |
| 商業振興地域活性化奨励金 | | 商業振興及び地域活性化が図られる事業を行う団体に対し、商業振興及び地域活性化奨励金を交付する。 | | <p>【対象】 地域ブランドの開発事業又は特産品等の開発事業 (この奨励金以外の補助制度の対象となるものは、交付対象としない)</p> <p>【補助金額等】 事業に要した経費の2分の1以内の額 上限:地域ブランドの開発事業10万円 特産品等の開発事業50万円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 廃止 | 小田原市の類似事業に統合または個別に支援をし、制度を廃止する。 | 事務量の軽減が図られる。 | 特になし |

3 利子補給金、資金貸付

(1) 現行どおりとするもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|--------------------|------|------------------------------------|---|---|-----------|---|--|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 土地開発公社利子等補給金 | | | 【対象】 土地開発公社 【補助金額等】 事業用地に対する支払利息、諸経費相当額を利子等補給金として公社に交付 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 現行どおりとする。 | 利子等補給金は、公社経営健全化計画に基づき、公社保有土地の簿価上昇を抑制するために平成22年度より交付している。公社保有の事業用地の簿価を固定し、市の公社に対する債務額を明確化するため、今後も補給金の交付により簿価上昇を抑制する。 | 公社保有の事業用地に係る簿価が固定されるため、市の将来負担額が明確化される。 | 特になし |
| 漁業災害資金利子補給金 | | | 【対象】 県要綱第2条第1項第1号に定める神奈川県漁業災害等資金の借入に係る利子支払事業 【補助金額等】 年利2%とし、利子補給期間は5年を限度 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 現行どおりとする。 | 漁業災害資金利子補給金事務をしているのは、小田原市だけであり、災害時等の救援制度であるため。 | 現行のとおり実施することで、混乱が少ない。 | 特になし |
| 大雄山駅前市街地再開発資金利子補給金 | | 大雄山駅前市街地再開発に伴う資金の融資に対する利子の一部を補給する。 | | 【対象】 資金融資要綱により、金融機関から融資を受けた者。 【補助金額等】 1,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 現行どおりとする。 | 南足柄市のみ行っている事務事業であるため、現行のまま継続する。 | 見直しに対する事務が発生しない。 | 特になし |

(2) 小田原市の事務処理方式を適用するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|----------------------------|------|------|---|------|--|---|--|-----------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 企業誘致促進融資利子補給金 | | | 【対象】 「神奈川県企業誘致促進融資要綱」に基づく制度融資を受けたもの 【補助金額等】 西湘テクノパークあるいは鬼柳・桑原地区工業系保留区域のエリアに立地する場合は5億円までの融資額に係る利子額。それ以外の地域に立地する場合は1億円までの融資額に係る利子額。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 神奈川県制度融資の変更に合わせて、利子補給制度も変更し、継続する。 | 神奈川県と協力的に企業誘致を推進するにあたり、低金利で据置き期間があり、雇用要件付きで最大10億円までの県制度融資は、市外からの新規立地にあたって特に中小企業にとっては使いやすい制度であり、雇用創出にも資する制度である。県からは金融機関に対する融資補助金もあり、前向きな活用が見込まれることから、県・市が協調する意義がある。この場合、神奈川県制度融資が変更されるときには市の利子補給制度もこれに併せて変更する。 | 市外からの新規立地、特に中小企業の投資意欲を促進する。利子補給制度の維持だけでなく、県制度融資のような大規模低金利融資をアピールでき、投資対効果が高い。 | 特になし |
| 企業振興資金融資に係る利子補給金及び信用保証料補助金 | | | 【対象】 市内で1年以上継続して同一事業を営む者(市税を滞納していない者で、法人にあっては、市内に本店又は主たる事務所を有する者、個人にあっては、市内に1年以上住所を有している者に限る。)で、小田原市企業振興資金融資(以下「市融資」という。)を受けた者 【補助金額等】 ○利子補給金 市融資を受けた額のうち、1億円以下の額に対する利子として支払った額に係る利子の全額(利率2.1%) ○信用保証料補助金 15万円を上限として支払った信用保証料額の全額 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 工業系用途地域への移転や再投資に使える融資とすることで、市内に散在する中小工場の工業系用途地域への集積を図る。利子補給、信用保証料補助を組み合わせることで、信用力に乏しい中小企業の融資利用を支援する。 | 土地利用の誘導になるとともに、信用力に乏しい中小企業への支援とすることで投資を促進する。 | 特になし |

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------------------------|---|---|--|--|-------------------|--|--|-----------------|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 小田原市農業後継者対策金融利子補給金 | 農業後継者の農業経営の安定及び向上を促進するため、農業後継者が受けた融資について、利子助成を行う。 | | 【対象】 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱(平成11年4月1日施行)第11条第1項の規定により担い手育成資金の融資の承認を受けた農業者 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、1,800万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の1.3%以内)。ただし、利子補給対象期間は借入日から起算して6年以内で、第5回目の利子償還まで。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 他市事例に鑑みて補給金額は妥当と考えられるため。 | 小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。南足柄市域における農業者が対象となる。 | 事業費及び人件費等が増加する。 |
| 小田原市認定農業者対策金融利子補給金 | 認定農業者の農業経営の安定及び向上を促進するため、認定農業者が受けた融資について、利子助成を行う。 | | 【対象】 小田原市特別融資制度推進会議設置要領(平成7年7月20日小田原市制定)第2条第1項の規定により、農業経営基盤強化資金の貸付けの認定を受けた認定農業者 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、1億5,000万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の1.1%以内)。ただし、利子補給対象期間は利子の支払いを始めた日の属する月から起算して5年以内。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 近年農業経営基盤強化資金を活用する農業者が増加しており、その経営を支援するため。 | 小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。南足柄市域における農業者が対象となる。 | 事業費及び人件費等が増加する。 |
| 農業近代化資金融資利子補給金 農業振興資金利子補給金 | 農業経営の近代化や合理化を促進するため、農業近代化資金の融資を受けた農業者について、利子助成を行う。 | 農業経営の近代化や合理化を促進するため、農業近代化資金の融資を受けた農業者について、利子助成を行う。 | 【対象】 小田原市特別融資制度推進会議設置要領(平成7年7月20日小田原市制定)第2条第1項の規定により、農業近代化資金の貸付けの認定を受けた認定農業者、または、認定農業者を含む団体等 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、3,600万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の1.1%以内)。ただし、利子補給対象期間は利子の支払いを始めた日の属する月から起算して5年以内。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 農業振興資金の融資を受けた農業者 【補助金額等】 利子補給率は年2.5%以内(ただし、市登録農家は年3.5%以内) 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | 農業振興に対し必要である制度であり、小田原市のほうが明確な要件を定めているため。 | 利子補給率が低く、市の財政にかかる負担が少ない。小田原市の事務処理方式を適用する方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。南足柄市域における農業者が対象となる。 | 事業費及び人件費等が増加する。 |
| 農作物災害助成資金緊急融資利子補給金 農業災害対策資金利子補給金 | 自然災害等により農作物被害を受けた農家に対して、かながわ西湘農業協同組合が貸付ける「農作物災害助成資金」の融資利子の補給金を交付することにより、農業経営の安定及び向上を促進するため、利子助成を行う。 | 自然災害等により農作物被害を受けた農家に対して、かながわ西湘農業協同組合が貸付ける「農作物災害助成資金」の融資利子の補給金を交付することにより、農業経営の安定及び向上を促進するため、利子助成を行う。 | 【対象】 かながわ西湘農業協同組合制定の農作物災害助成資金の融資を受けた小田原市在住の者 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、500万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の0.5%以内)。ただし、利子補給対象期間は利子の支払いを始めた日の属する月から起算して5年以内。 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 【対象】 自然災害等により農作物に多大な被害を受けた者の農業経営の再建、安定及び向上を図るため、資金の融資を受けた者 【補助金額等】 資金の融資年率のうち0.5%以内の額 【国、県等からの財源】 市単独事業 | 小田原市の事務処理方式を適用する。 | ほぼ同一事務であるが、小田原市の方が明確な要件を定めているため。 | 現状とほぼ変わりなく事務が遂行できる。 | 特になし |

(3) 新たな事務事業に再編するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|-------------------------|---|---|--|--|---|---|---|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 水洗便所改造資金貸付金 融資あっせん事務 | 公共下水道に接続するために浄化槽廃止及び汲取り便所改造工事の資金の貸付及び貸付金の徴収を行う。 | 公示から1年以内に水洗化及び排水設備設置工事を同時に行う者に対し、その工事に必要な経費に対し、金融機関からの融資のあっ旋と利子補給をする。 | <p>【対象】 当該改造工事を行う建築物の所有者又は占有者であって、市税を滞納していない、返還能力がある者、かつ市内在住の満20歳以上で、独立して生計を営んでいる連帯保証人がいる者</p> <p>【補助金額等】 40万円に大便器の数を乗じて得た額(その額が400万円を超えるときは、400万円)を超えない範囲内</p> <p>【国、県等からの財源】 貸付金元金収入:2,644千円 市単独:1,356千円</p> | <p>【対象】 (1)告示から1年以内に水洗化及び排水設備工事を同時に実施すること (2)融資資金の償還能力を有すること (3)市内に住所があること (4)市税等を滞納していないこと (5)連帯保証人を1人たてること</p> <p>【補助金額等】 便槽1箇所又は尿浄化槽1基につき50,000円以上40万円以内で10,000円単位とし、200万円を限度とする。 共同住宅は便槽1箇所又は尿浄化槽1基につき100万円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | 南足柄市の事務処理方式を適用するが、対象要件については両市の現状を勘案し、新基準を設ける。 【対象】 当該改造工事を行う建築物の所有者又は占有者(当該改造工事について建築物所有者の同意を得た場合に限る。)であって、当該建築物に居住しており、市税を滞納していない、返還能力がある者、かつ市内在住の満20歳以上で、独立して生計を営んでいる保証能力のある連帯保証人がいる者 | 小田原市の貸付事務は、返還金の滞納という問題を抱えていることや貸付実績も少ないことから廃止とし、南足柄市が実施している融資あっ旋(利子補給)型へ切替えていく。 | 現在の小田原市で抱える滞納問題の解消、資金負担の減少、貸付審査事務の削減及び金融機関が実施することによる返還能力審査の強化が図られる。 | 現貸付者の整理(滞納整理含む)が課題として残る。 新事業へ借換又は一括償還の依頼又は経過措置として現貸付者のみ市で直接収納する。 滞納者については督促・徴収を強化し、法的手段も視野に入れ収納する。場合によっては放棄の手続きにより債権をなくす方法を検討・実施する。 |

(4) 廃止するもの

| 事務事業名 | 概要 | | 現況 | | 調整(案) | 調整内容決定の考え方 | メリット | デメリットと対応策 |
|------------------|---|---|---|---|---|---|-------------------|---|
| | 小田原市 | 南足柄市 | 小田原市 | 南足柄市 | | | | |
| 母子及び父子家庭生活資金貸付事業 | | 配偶者のない女子又は配偶者のない男子で、満20歳に満たない児童を現に扶養しているものに対し、生活資金の貸付事業を行い、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図る。 | | <p>【対象】 配偶者のない女子又は男子で、20歳に満たない者を現に扶養し、本市に居住している者</p> <p>【補助金額等】 上限額20万円(無利子)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業(南足柄市母子及び父子家庭生活資金貸付基金)</p> | 合併と同時に廃止し、新規の貸付はせず返済のみ管理する。 返済の管理に係る実施方法等については、現行を引継ぐ。 | 類似団体事例もなく県の貸付制度で対応可能のため。 | 市独自の貸付の相談対応が無くなる。 | 県の貸付が実行される前に資金が必要な場合など、緊急に貸付が必要な場合に対応できない。 市独自の貸付が廃止の周知をし、計画的な貸付相談を案内する。 |
| 母子福祉資金等利子補給金 | 母子福祉資金等を借り入れ、1年間元金を完納した者に対してその年に支払った利息分を支給する。 | | <p>【対象】 母子福祉資金等を借り入れ、1年間元金を完納した者</p> <p>【補助金額等】 1年間元金を完納した者に対してその年に支払った利息分</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p> | | 合併前に廃止(経過措置あり。最終は平成39年度) | 本制度は小田原市において平成29年4月に廃止予定となっている。 (経過措置として平成28年度以前に母子福祉資金等の貸付を受けた者に対する利子補給は行う。最終は平成39年度) | 特になし | 特になし |